

## 消防団員に支給した報酬に係る源泉徴収事務の誤りについて

町が消防団員に支給した報酬に係る源泉徴収事務の誤り及び源泉徴収票への誤記載が判明しました。

消防団員及び元消防団員の皆様には、多大な御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

### 1 事実の概要

- (1) 令和 4 年 3 月 31 日以前に支給した消防団員の報酬について、「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）により年額 5 万円以下であるものに限り非課税とされ、5 万円を超える場合はその全額が課税対象とされていたところ、5 万円を超える場合においても、そのうち 5 万円以下の部分について非課税とし、源泉所得税の計算をしていたことが判明しました。

これにより、当該部分に対する源泉所得税額が過少であり、町として追納する必要があることが判明しました。

また、年額 5 万円以下で非課税となる場合について、当該非課税部分の源泉徴収票を誤って作成し、交付していたことも判明しました。

これにより、住民税及び所得税を本来納付すべき額より多く納付されている方がいる可能性があることが判明しました。

- (2) 令和 4 年 4 月 1 日以降に支給した消防団員の報酬について、令和 4 年度「所得税基本通達の制定について」の一部改正により出勤報酬及び 5 万円以下の部分は非課税とされており、源泉徴収票の支払金額欄には非課税分を除いた金額を記載すべきところ、非課税分を含めた金額を記載したことが判明しました。

これにより、住民税及び所得税を本来納付すべき額より多く納付されている方がいる可能性があることが判明しました。

## 2 発覚の経緯

他自治体が同様の事例を公表したことを受け、当町の状況を調査したところ、当町においても、一部同様の取扱いをしていた事実があったことが判明しました。

## 3 影響額

現時点での試算では、住民税への影響額として約 500 万円（該当者 206 人）の還付又は減額、源泉所得税への影響額として約 25 万円（該当者 92 人）の追納となる見込みです。

## 4 今後の対応

- (1) 対象者の方には、直ちにお詫びと説明を丁寧に行い、関連する手続きについてご案内しております。
- (2) 源泉所得税が追納となった方には、追納額を町に納付していただき、当町からまとめて藤沢税務署に納付する予定です。
- (3) 対象者の方には、正しい内容で記載した源泉徴収票を順次お渡しします。

## 5 再発防止策

関係法令等に基づき源泉徴収事務の根拠の再確認を行うとともに、源泉徴収票の作成に当たっては、マニュアルの整備を行い、再発防止に努めます。

|                                    |
|------------------------------------|
| 問い合わせ先                             |
| 町民安全課 課長 大平 茂 ☎0467(74)1111 内線 460 |